

川越市分別収集計画

第 10 期分別収集計画：計画年度（令和 5～9 年度）

令和 4 年 6 月

川越市環境部資源循環推進課

目 次

1	計画策定の意義	1 頁
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第 8 条第 2 項第 7 号)	10

1 計画策定の意義

本市では、川越市一般廃棄物処理基本計画において、「循環型社会の構築」に向けた基本方針を示しており、その目標達成のための施策を推進することにより、限りある資源の有効利用と廃棄物処理施設の延命化を図っています。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物のなかでも大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市の役割を明確にし、具体的に推進すべき方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の策定と実施は、容器包装廃棄物の発生抑制を促進し、また不用となった容器包装廃棄物の再商品化を進め、使い捨て社会から循環型社会への移行に貢献することが期待できるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

- ・資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちづくり
- ・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進
- ・環境負荷の少ない適正処理の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

なお、本計画では容器包装廃棄物の各名称について、実際の分別収集の際に用いている名称（次頁を参照）に置き換えて使用することとします。

◆各名称について

- 主として鋼製の容器 スチール
- 主としてアルミニウム製の容器 アルミ
- 主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）
 - ・ 無色のガラス製容器 無色ガラス
 - ・ 茶色のガラス製容器 茶色ガラス
 - ・ その他のガラス製容器 その他ガラス
- 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） 紙パック
- 主として段ボール製の容器 段ボール
- 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの ペットボトル
- 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（他のごみに混入する容器包装廃棄物を含む）

（単位：t／年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	19,845	19,708	19,612	19,507	19,443

*** 各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み**

(太枠内は、川越市で分別回収している容器包装廃棄物の種類を表します)

(単位：t／年)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
かん	スチール	542	538	536	533	531
	アルミ	868	862	857	853	850
びん	無色ガラス	1,410	1,400	1,393	1,386	1,381
	茶色ガラス	1,193	1,185	1,179	1,173	1,169
	その他ガラス	434	431	429	426	425
紙製	紙パック	434	431	429	426	425
	段ボール	2,603	2,585	2,572	2,558	2,550
	その他の紙製 容器包装	3,253	3,231	3,215	3,198	3,187
プラスチック製	ペットボトル	1,627	1,615	1,608	1,599	1,594
	白色トレイ	217	215	214	213	212
	プラスチック製容器 包装	7,266	7,215	7,180	7,142	7,119

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施するにあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

(1) ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進

① 環境教育の推進

- 次世代の環境保全・創造を担う児童・生徒を育成するため、エコチャレンジスクール認定事業を実施します。
- 小学校の社会科副読本にごみ処理の過程等を掲載するなど、ごみ処理に対する認識を深めさせ、ごみ減量意識の高揚を図ります。

② 市民・事業者への啓発活動

- ごみや環境に関するイベントや体験型の講座を積極的に開催し、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。
- 出前講座の開催により、ごみの減量・資源化に関する情報提供、周知・啓発の充実を図ります。
- 事業者を対象とした研修会を開催し、ごみの減量、資源化への意識向上を図ります。

③ つばさ館の活用

- 学校や団体等による施設見学希望者への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。
- ごみの減量・リサイクルに関するイベントやリサイクル体験講座を開催し、市民、事業者等の積極的な参加を促進します。

④ 市民協働の推進

- かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合った環境保全に関する活動を支援します。

(2) ごみの発生・排出抑制の推進

① 過剰包装等の対策

- マイバッグ持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。併せて、過剰包装の自粛を呼びかけます。また、使い捨て容器等の削減のため、マイボトル利用等を推奨し、詰め替え製品の選択などを呼びかけます。

② 生ごみの減量推進

- 生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭から排出される生ごみの減量を促進します。
- 事業所や公共施設から排出される生ごみの減量等を推進します。

(3) ごみの再資源化の推進

① ごみの分別の徹底

○分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの分け方・出し方」を毎年発行します。

② 集団回収の促進

○民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

③ 再資源化（リサイクル）の推進

○紙類の排出機会の拡充を検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、川越市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		びん・かん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料として、アルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ加工製品等、アルコール発酵調味料等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t／年）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	292		292		292		293		293	
主としてアルミ製の容器	630		630		631		631		632	
無色のガラス製容器	391		392		392		393		393	
	391	0	392	0	392	0	393	0	393	0
茶色のガラス製容器	391		392		392		393		393	
	391	0	392	0	392	0	393	0	393	0
その他のガラス製容器	432		432		433		433		433	
	432	0	432	0	433	0	433	0	433	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	63		63		63		63		63	
主として段ボール製の容器	2,767		2,771		2,774		2,775		2,776	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	902		903		904		905		905	
	902	0	903	0	904	0	905	0	905	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3,533		3,537		3,542		3,543		3,545	
	3,533	0	3,537	0	3,542	0	3,543	0	3,545	0
	0		0		0		0		0	
（うち白色トレイ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2段書きの場合 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、高齢者割合の増加傾向などを勘案し、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
354,618人 (対前年比)	355,057人 (対前年比)	355,494人 (対前年比)	355,637人 (対前年比)	355,780人 (対前年比)
100.12%	100.12%	100.12%	100.04%	100.04%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとします。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール	びん・かん	委託業者による 指定日収集 (1回/2週)	市	
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル			
紙パック	紙類の一区分である「紙パック」として回収	直営もしくは 委託業者による 指定日収集 (1回/月)	古紙問屋	紙類の回収日には、紙パック、段ボール、雑がみ(雑誌・空き箱など)、新聞を回収。
段ボール	紙類の一区分である「段ボール」として回収			
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による 指定日収集 (1回/週)	市	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在本市では、びん、かん、ペットボトルについては、「びん・かん」、「ペットボトル」として収集し、川越市資源化センター及び川越市東清掃センターで選別・圧縮・保管を実施しています。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール	びん・かん	指定袋	ダンプ車	川越市資源化センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設) *カレットは選別後、色別保管。
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	川越市東清掃センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設)
紙パック	紙類の一区分 である「紙パック」 として回収	ひもで しばる	パッカー車 平ボディ車	古紙問屋へ直接搬入
段ボール	紙類の一区分 である「段ボール」 として回収			
プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	指定袋	パッカー車	川越市資源化センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ります。